

「きたひろ まいピー」キャラクター着ぐるみ出演要綱

平成25年2月13日

北広島商工会

(趣旨)

第1条 北広島商工会で取り組んでいる北広島資源活用推進環境整備事業と北広島市で行っているシティーセールス事業の連携により、「元気な北広島市」を道内外に発信し、北広島市・北広島商工会(以下「商工会」という。)の知名度アップに寄与する。

(出演の承諾)

第2条 きたひろ まいピーの出演は、北広島市、商工会事業を優先する。民間等からの出演を希望する者は、きたひろ まいピー出演依頼書(別記第1号様式)を提出し、会長の承諾を得なければならない。

(出演の制限)

第3条 会長は、前条に規定する申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その出演を承諾しない。ただし、特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 個人・団体での地域振興目的外又は自己を標示するために利用しようとする場合
- (2) 商工会の品位を傷つけ、又は趣旨の妨げになるおそれがある場合
- (3) 第5条に規定する事項に従わない出演と認められる場合

(申請者への通知)

第4条 会長は、きたひろ まいピーの出演を承諾したときは、きたひろ まいピー出演承諾書(別記第2号様式)により申請者に通知し、出演を承諾しなかったときは、その理由を明記した書面をもって申請者に通知する。

(出演上の留意事項)

第5条 出演の承諾を受けた者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 出演専用の控室の確保
- (2) できるだけ控室近くに駐車場を確保(普通自動車 1台分)
- (3) 旅費・出演料等は別途定める
- (4) きたひろ まいピーの安全管理・警備に配慮すること
- (5) その他出演承諾書に記載の出演条件等を守ること

(出演内容の変更)

第6条 申請者は、出演内容に変更が生じたときは、速やかに商工会にきたひろ まいピー出演内容変更申請書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、変更を認めたときは、きた

ひろ まいピー出演変更承諾書(別記第4号様式)により申請者に通知する。

(出演報告)

第7条 申請者は、きたひろ まいピーの出演が終了したときは、速やかに、きたひろ まいピー出演報告書(別記第5号様式)により商工会に報告しなければならない。

(出演承諾の取消)

第8条 会長は、きたひろ まいピーの出演に伴い第5条各号の配慮等がなされていないと認められるときは、申請者に対し、出演の取り消し、出演の中止を命じることができる。

(事務担当)

第9条 きたひろ まいピーに関する事務は、商工会振興課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会において、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成25年 2月13日から実施する。

附 則

第3条(1)、第5条(2)の一部改正は、平成28年8月25日から実施する。

別紙 1

「きたひろ まいピー」キャラクター出演料金等について

申請者区分	出演料	旅 費	その他経費	備 考
1 北広島市、北広島市観光協会に関する事業等での使用	市内及び隣接市町エリア ： 3,000円 道内及び道外 ： 5,000円	商工会旅費規程に準ずる。	その他出演に際し経費が発生するときは、協議する。	ただし、北広島市に関する出演は、地域振興補助金を受けているため免除する。支給は商工会が行う。
2 商工会会員	市内及び隣接市町エリア ： 3,000円 道内及び道外 ： 5,000円	商工会旅費規程に準ずる。		
3 その他の団体等	市内及び隣接市町エリア ： 5,000円 道内及び道外 ： 8,000円	商工会旅費規程に準ずる。	その他出演に際し経費が発生するときは、協議する。	「きたひろ まいピー」ゆるキャラ着ぐるみ出演要綱第2条の申請を行ったもので、同要綱第4条により承諾通知を受けた者に限る。
<p>※「きたひろ まいピー」の出演は、2名一組として対応しますので、出演料等は概ね2倍程度となります。 なお、出演に伴い宿泊を伴うときは、その日数分も加算し出演料をいただきます。この表にない事項については、別途協議することとします。</p>				